

令和2年7月30日

保護者各位

朝霞市教育委員会
朝霞市立朝霞第九小学校長

新型コロナウイルス感染症及びその他の学校感染症における治癒証明の
取扱いについて

日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

これまで、インフルエンザ、手足口病、伝染性紅斑を除く学校感染症においては、治癒証明の提出をお願いしておりましたが、県及び朝霞地区学校保健会の通知を受け、令和2年8月21日から新型コロナウイルス感染症およびその他の学校感染症においても治癒証明の提出が不要となりました。

つきましては、感染症に罹患した際は、別紙の基準を確認のうえ、医師の指示に従い、登校していただきますようお願いいたします。

なお、インフルエンザ等の感染症と診断された場合には、速やかに学校へ連絡いただきますよう併せて、お願いいたします。

別紙 学校感染症と出席停止の基準

感染症	出席停止の基準
インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱後2日が経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日が経過するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
風しん	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日が経過するまで
結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	
コレラ	
細菌性赤痢	
腸管出血性大腸菌感染症	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
腸チフス	
パラチフス	
流行性角結膜炎	
急性出血性結膜炎	
溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能
ウイルス性肝炎A型・E型	肝機能正常化後登校可能
ウイルス性肝炎B型・C型	出席停止不要
手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
伝染性紅斑（リンゴ病）	発疹のみで全身状態が良ければ登校可能
ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
感染性胃腸炎 （流行性嘔吐下痢症）	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能
アタマジラミ	出席可能（タオル、櫛、ブラシの共用は避ける）
伝染性軟属腫（水いぼ）	出席可能（多発発疹者はプールでのビート板の共用は避ける）
伝染性膿痂疹（とびひ）	出席可能（プール、入浴は避ける）